

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に関する 被災中小企業・小規模事業者対策について

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：宮川正 本部：東京都港区）は、千葉県 49 市町村、東京都 1 町に災害救助法が適用されたことを受け、本災害で被災された中小企業の皆様が早期に事業を再開できるよう、関東本部（住所：東京都港区）に特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付けを適用いたします。

■特別相談窓口設置について

＜令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に関する特別相談窓口＞

【関東本部】

- ・ 特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：03-5470-1620
- ・ 〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3 丁目 5 番 1 号 虎ノ門 37 森ビル

【オンライン経営相談（E-SODAN）】

- ・ 専門家と直接チャットで経営に関する相談ができます。
<https://bizsapo.smrj.go.jp>

■被災小規模企業共済契約者に対する災害時貸付けについて

【共済相談室】

- ・ 電話：050-5541-7171
- ・ 共済サポートナビ <https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html>

- ・ 災害時貸付適用地域（9 月 24 日時点）は別紙のとおり

＜独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）＞

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小企業・小規模事業者・スタートアップのイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

＜本件に関する問い合わせ先＞

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課
住所：東京都港区虎ノ門 3 丁目 5 番 1 号 虎ノ門 37 森ビル
電話：03-5470-1501（ダイヤルイン）

法適用日：9月20日

【千葉県】

銚子市（ちょうしし）
木更津市（きさらづし）
野田市（のだし）
成田市（なりたし）
旭市（あさひし）
勝浦市（かつうらし）
流山市（ながれやまし）
鴨川市（かもがわし）
君津市（きみつし）
富津市（ふつつし）
袖ヶ浦市（そでがうらし）
南房総市（みなみぼうそうし）
匝瑳市（そうさし）
香取市（かとりし）
いすみ市（いすみし）
栄町（さかえまち）
神崎町（こうざきまち）
横芝光町（よこしばひかりまち）
睦沢町（むつざわまち）
長生村（ちょうせいむら）
長南町（ちょうなんまち）
大多喜町（おおたきまち）
御宿町（おんじゅくまち）
鋸南町（きょなんまち）

法適用日：9月21日

【東京都】

大島町（おおしままち）

○留意事項

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した下記の千葉県の市町については、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されています。

法適用日：8 月 13 日

【千葉県】

千葉市（ちばし）
市川市（いちかわし）
船橋市（ふなばしし）
館山市（たてやまし）
松戸市（まつどし）
茂原市（もばらし）
佐倉市（さくらし）
東金市（とうがねし）
習志野市（ならしのし）
柏市（かしわし）
市原市（いちはらし）
八千代市（やちよし）
我孫子市（あびこし）
鎌ヶ谷市（かまがやし）
四街道市（よつかいどうし）
八街市（やちまたし）
印西市（いんざいし）
白井市（しろいし）
大網白里市（おおあみしらさとし）
白子町（しらこまち）
長柄町（ながらまち）
富里市（とみさとし）
山武市（さんむし）
印旛郡酒々井町（いんばぐんしすいまち）
山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）